

刑事弁護に関する業務妨害

～被害の特徴と対策～

弁護士業務妨害対策委員会 副委員長 弁護士 阿部 克臣 ●Katsuomi Abe

I 刑事弁護に関する業務妨害について

1 はじめに

刑事事件において弁護活動を行う中で、(元) 弁護人である弁護士が、(元) 被疑者・被告人から妨害を受けることは多い。本稿では、弁護士に対する業務妨害のうち、このような刑事弁護に関する業務妨害を取り上げる*1。

刑事弁護に関する業務妨害は、離婚・男女関係に関する業務妨害に次いで、業務妨害の多い種類の1つと言える。その特徴としては、若手弁護士や女性弁護士が被害に遭いやすいといった点や、事件終了後に被害に遭う場合が多いといった点などがある。妨害行為を受けるのは、私選事件よりも国選事件の場合が圧倒的に多く、罪名や被疑者等の身柄拘束中・釈放後など時期を問わない。

当委員会でも、刑事弁護に関する被害相談を毎年受けており、特に若手弁護士が被害を受けるケースが多い印象を受ける。

過去には、他会においてではあるが、被疑者等が刑務所を出所した後に、元国選弁護人であった弁護士と事務員へナタで襲いかかり傷害を負わせるという重大事件も起きており、弁護人として被疑者等と対応するにあたっては十分な注意が必要である。若手弁護士、特に登録1年目の弁護士は、被害に遭われる前にご一読いただければ幸いである。

2 妨害行為の種類

刑事弁護に関する業務妨害における代表的な

妨害行為の種類としては、以下のとおりである。

(1) 脅迫的言動

被疑者等が、弁護士に対して脅迫的言動を取る場合がある。例えば、接見室内で、「法廷に来たら殴る」、「出たらボコボコにしてやる」などと怒鳴る、「ぶっ殺してやるぞ」などと書かれた手紙やメール、FAXを送り付ける、事務所に数十回も電話をかけ「無能弁護士。家に火をつけるぞ」と脅す、などといったものがある。

(2) 繰り返しの接見要請、面会強要、

手紙やメール、FAXなどの送り付け

被疑者等が、特に必要性がないと思われるのに、多数回繰り返し接見要請をしたり、事務所に押しかけてきて面会を求めたり、意味不明な内容の手紙やメール、FAXなどを複数回送り付けたりする場合がある。

(3) 過大・不当な要求

被疑者等が、弁護士に対して過大・不当な要求を行う場合がある。その例としては、弁護士に金銭を要求する、生活保護費の不正受給に協力するよう求める、事件終了後も接見を希望し弁護人へ就任するよう繰り返し求める、法律上執行猶予が不可能な事案なのに執行猶予にするよう迫る、などといったものがある。

(4) ネットへの書き込み

被疑者等が、釈放後にネットに書き込みをし、弁護士を誹謗中傷したりする場合がある。

(5) 性的嫌がらせ

被疑者等が、主に女性弁護士に対し、性的嫌がらせに類する言動を取る場合がある。恋愛感情が入っていると見られる場合も多い。例えば、頻繁に接見要請を受けて接見に行くと、

*1 刑事弁護に関する業務妨害としては、ほかに、被疑者・被告人の親族等関係者からのものや、被害者からのものなどもあるが、本稿では除くこととする。

「呼んだ用事は忘れた」、「先生みたいな綺麗な人が弁護士で嬉しい」などと言われる、接見室内でアクリル板越しに臭いがかかれる、結婚を求められる、「やめろ。このメス!」などの暴言を吐かれる、といったものがある。

(6) 懲戒請求、訴訟提起

被疑者等が、弁護士に対して、不当な懲戒請求をしたり、言いがかり的に訴訟を提起したりするケースも最近では増えている。

3 被害の特徴

(1) 若手弁護士の被害が多いこと

若手弁護士は刑事事件、特に国選事件を担当することが多く、登録1年目の弁護士については多くの弁護士会で刑事事件の受任が研修として必修となっていること、刑事弁護の経験が不足しているため被疑者等との関係で十分な対応が取れない場合があること、年の若い弁護士を見下す被疑者等がいることなどが挙げられる。

(2) 事件終了後も続くこと

刑事弁護に関する業務妨害では、弁護活動中のみならず、事件終了後も妨害行為が続いたり、判決結果に不満を持った被告人から、事件終了後に妨害行為が開始されたりすることも多い。控訴審弁護人が選任されてからも、一審弁護人に対する妨害行為が続く場合もある。時には、出所後に妨害行為が開始されたり、被告人の収監により一旦収まっていた妨害行為が再開されたりすることもある。

(3) 妨害者の精神疾患、人格障害、薬物使用

妨害者である被疑者等に、統合失調症などの精神疾患や人格障害が疑われるケースや、被疑者等が薬物を使用していたケースも多い。

(1) 日弁連「弁護士業務妨害アンケート」

日弁連弁護士業務妨害対策委員会は、平成24年5月に各弁護士会へ「弁護士業務妨害アンケート」を実施しており、刑事弁護に関する業務妨害の被害状況を知る上でも参考になる*2。

同アンケートによると、合計170件の被害のうち、15件*3（約8.8%）が刑事弁護に関する業務妨害であり、これは、離婚・男女関係に関する業務妨害に次ぐ割合の多さであった。

被害を受けた弁護士の修習期別で見ると、上記15件中、60期代3件、50期代6件、40期代以下6件であるが、弁護士登録後の年数別で見ると、上記15件中7件が、登録後5年以内に被害を受けたケースであった（**図表1**）。

さらに、国選事件・私選事件の別で見ると、上記15件中、国選事件13件、私選事件1件、不明1件であった（**図表2**）。

また、被害を受けた時期別について見ると、上記15件中、12件が弁護活動終了後も（または、弁護活動終了後に）被害を受けており、うち被告人の出所後に被害を受けたものが12件中4件もあった（**図表3**）。

(2) 札幌弁護士会でのアンケート

札幌弁護士会業務妨害対策委員会でも、平成24年11月に刑事弁護に関する業務妨害について会員を対象にアンケートを行っている*4。

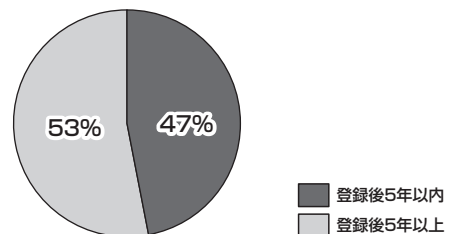
同アンケートによると、刑事弁護に関する業務妨害を受けたという回答22件のうち、(元)被疑者・被告人からのものが18件あった。

妨害行為の類型別に見ると、上記18件中、脅迫的言動が6件（約33.3%）、繰り返しの接見要請が6件（約33.3%）、過大・不当な要求が3

II 実際の被害状況について

1 日弁連および札幌弁護士会でのアンケートについて

図表1 弁護士登録後の年数別の刑事弁護に関する業務妨害を受けた割合

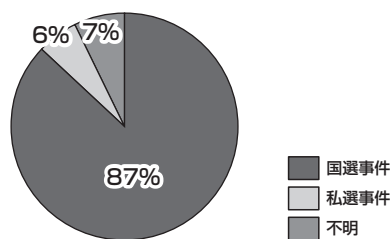


*2 同アンケートの分析結果は、「自由と正義 2014 6月号」9頁～33頁で公表されている。

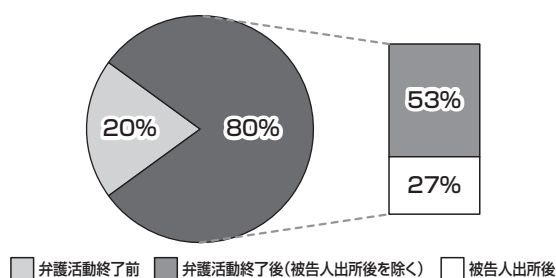
*3 「自由と正義 2014 6月号」16頁では、刑事弁護に関する業務妨害は17件とされているが、本稿では、(元)被疑者・被告人から(元)弁護人が妨害を受けたケース以外を除いてある。

*4 同アンケートの分析結果は、「弁護士業務妨害対策ニュース No.19」で公表されている。

図表2 国選事件・私選事件の別の
刑事弁護に関する業務妨害を受けた割合



図表3 被害を受けた時期別の
刑事弁護に関する業務妨害を受けた割合



件(約16.6%)で大半を占めた*5。

さらに、上記18件中7件が女性弁護士が妨害を受けたケースであり、うち4件が性的嫌がらせに類する言動を受けた(ないし、受けた可能性のある)ケースであった。

2 当会での被害状況について

前述のとおり、当委員会では、刑事弁護に関する被害相談を毎年受けており、その中から被害事例を2つ紹介する。

(1) 脅迫的言動、懲戒請求のケース

女性弁護士が、被疑者等(男性)の国選弁護人として弁護活動を行っていたところ、被疑者等からの妨害行為が契機となって解任された。妨害行為としては、弁護士の所属事務所のウェブサイト上のお問い合わせフォームや郵便による脅迫文の送信・送付、2ちゃんねるや自身のブログでの「レイプ刺殺する」「ぬっころす」との殺害予告、所属事務所への突然の来訪と面会強要のほか、2度にわたる懲戒請求などである。

このケースについては、当委員会委員により、被疑者等への警告文の発送や警察への相談、住民票閲覧制限などが行われたほか、所属事務所

の弁護士により懲戒請求への対応も行われた。

(2) 国選弁護終了後に手紙を送り付けられたケース

国選弁護が終了した後、余罪で勾留中の被疑者等(男性)が、接見してほしいという趣旨の手紙を女性弁護士へ数通送ってきた上で、数回接見要請をしてきたため、弁護士が、接見はできず、余罪については別に選任された国選弁護人へ相談されたい旨の回答書を送付した上で、接見に応じなかったところ、被疑者等から、謝罪を求め、応じてくれないなら弁護士会会長へ不服申立てをする旨の手紙が送られてきた。その後、弁護士から、要望には応じられないので今後は手紙を送らないよう求める通知を被疑者等へ出したところ、以後、被疑者等からの連絡はなくなったようである。

III 対策について

1 はじめに

以上のような刑事弁護に関する業務妨害への対策としては、基本的にはケースバイケースであり、妨害者である被疑者等の言動次第でもある。また、被疑者等に精神疾患や人格障害が疑われるケースなど、事前に被害を防ぐのが難しいケースもある。しかし、被害に遭う可能性を減らすために有効な対策もあるので、以下では、被害を未然に防ぐための対策と、被害を受けてからの対策を若干述べることにしたい*6。

2 被害を未然に防ぐための対策

(1) 弁護人としての対応

過大・不当な要求に対しては、弁護人として、弁護活動以外のことはできないと断り、毅然とした態度を取ることが大事である。ただ、弁護士が要求を拒否すると、被疑者等が不満を募らせ、その結果、さらに要求がエスカレートしたり、脅迫的言動などほかの業務妨害へ発展する可能性もある。そこで、拒否するにあたって、その理由の十分な説明や

*5 類型として重複しているものもある。

*6 弁護士業務妨害対策一般については、日弁連弁護士業務妨害対策委員会が発行している「弁護士業務妨害対策マニュアル」(四訂増補版)が非常に参考になるので、ご参照いただきたい。

被疑者等の心情への配慮が必要と言える。

また、弁護人としては、手続の流れや今後の見通し等を正確かつ十分に説明しておくことや、安易に明るい見通しを伝えないこと、感情的な相手に対しては手紙等で冷静に対処するといったことも大事である。

また、女性弁護士の対策としては、被疑者等に対して、弁護人としての対応以外はできない旨を明確に伝えておくことや、接見時の服装に注意するといったことも大事だと思われる。

(2) ほかの弁護士への相談

国選事件は若手弁護士でも原則として1名で担当することから、1人で問題を抱え込みがちだと言える。しかし妨害の予兆があった場合は、すぐにほかの弁護士、できれば刑事弁護の経験が豊富な弁護士へ相談することが大事である。弁護士でも自身がトラブルの当事者になると判断が鈍ることがあり、客観的・第三者的な視点でのアドバイスが役立つことは多い。

ただ、事務所によっては、所内に刑事弁護を行っている弁護士がいない場合もあるし、個人事件については同じ事務所の弁護士に相談できないといった場合もある。その場合は、当委員会や刑事弁護委員会へ相談されたい。

(3) 複数弁護人での対応

妨害の予兆があった場合は、私選事件についてはもう1名弁護人を選任し、国選事件については裁判所へ国選弁護人の追加選任を求めるといった方法がある（但し、裁判所は、裁判員裁判以外の通常事件では国選弁護人の追加選任をなかなか認めてくれないという実情がある。）

3 被害を受けてからの対策

(1) 当委員会への相談、支援

被害を受け、被害を受けた弁護士のみでの対処が難しいようであれば、当委員会へ一度ご相談いただきたい。相談後に支援の必要性があれば、支援決定を得た上で支援弁護士が支援活動にあたることとなる。もちろん、相談のみを行うことも可能である。支援の内容としては、警察への相談、刑事告訴・被害届の提出、警告書の発送、民事訴訟の提起・仮

処分などが考えられる。

なお、当委員会では、警察との信頼関係・協力関係の構築のため、毎年、東京弁護士会・第一東京弁護士会の各弁護士会業務妨害対策委員会と共同して、警視庁との意見交換会を実施しているほか、警視庁の表敬訪問も実施している。

(2) 警察への相談

被疑者等が脅迫的言動を取り、その現実的危険性があると見られるような場合や、事務所へ直接押しかけてくる場合などは、最寄りの警察署へ相談し、被疑者等に関する情報を警察に伝え、情報を共有しておくことが大事である。その上で、警察から事務所周辺などを警備してもらったり、被疑者等が服役中である場合は出所情報の提供を受けたりすることが考えられる。

(3) 手紙等への対応

手紙やメール、FAXなどの送り付けに対しては、送らないよう書面で明確に求め、場合によっては応答しない（または受け取らない）ことも有効である。但し、事件の依頼に対しては諾否を通知する義務がある（弁護士職務基本規定34条）ので、この点は注意されたい。

(4) 辞任・解任

妨害を受けたら、私選弁護人については辞任し、国選弁護人については裁判所へ解任を求める方法がある。しかし、国選弁護人の解任については、やはり裁判所がなかなか認めてくれないという実情があるが、甚大な被害が予想される場合には躊躇すべきではない。解任が認められた事例もある。

IV おわりに

以上、刑事弁護に関する業務妨害の類型、特徴、被害状況および対策を一通り見てきた。これらを事前に理解しておくことで被害に遭う可能性を減らすことができると思われるが、被害発生を防げない場合もあるし、特に若手弁護士だけでは対応が困難な場合もある。もし妨害の予兆があったり、被害に遭ってしまったら、当委員会へお気軽にご相談いただければ幸いです。